

令和2年4月10日

保護者の皆様へ

琴平町教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う児童クラブの開設について

平素は本町の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年4月7日に、国から東京都などの7地域を対象とする新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されたことを受け、4月7日付「香川県知事から県民の皆様へのメッセージ」が出されたところです。これを受けて、本町においても、町内の小学校は、4月13日（月）から4月24日（金）までの2週間を臨時休業期間とすることになりました。

それに伴いまして、今回の臨時休業期間の平日について、臨時的に児童クラブを開設いたします。すでに登録されている方はそのままご利用できます。また、保護者が就労等で昼間家庭にいないなど、どうしても児童クラブを利用したい方は、下記の条件で受け入れようと考えています。しかしながら、お子様が人との接触をなるべく避けるためできるだけご家庭での預かりをお願いいたします。新たに利用をご希望される方は町教育委員会までご相談ください。

なお、当初より予定していた4月の児童クラブ（18日、25日の土曜日）の開設については、予定通り行いますので変更はありません。

記

臨時休業期間中における平日の児童クラブについて

○開設期間及び時間

令和2年4月13日（月）から令和2年4月24日（金）までの土日祝を除く平日
午前8時から午後6時まで

○開設場所

各小学校において1教室程度

○対象者

各小学校の希望者で、保護者等が就労、疾病等により昼間家庭にいない児童

○提出書類

児童クラブ利用申請書、就労証明書等（対象児童と同一世帯の両親分が必要）、誓約書等

○利用料金

700円／日、4月上限月額 4,000円

○お問い合わせ

琴平町教育委員会 生涯教育課 総務・学校教育担当 電話 75-6715